

J R 東海労申第 2 1 号  
2 0 2 1 年 1 2 月 2 0 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

### 健康診断に関する申し入れ

1 1 月末日まで SMT トラベルサポート事業所に出向していた組合員が出向期間終了となり、1 2 月 1 日付けで新横浜駅に配属となった。そして、会社から健康診断受診の指示がされ、1 2 月 8 日、東京健康管理室に出向いた。東京健康管理室の保健長から「出向時の検診の結果内容については、J R 本体と出向先企業（SMT）との健診データ引継ぎができないため、雇入健診が必要である。従って、レントゲンと心電図をやらなければならないので、名古屋セントラル病院で受診しなければならない」旨を説明され、健康診断ができなかった。

後日、会社から名古屋セントラル病院で受診を指示されたが、この健診も会社は「自己の時間で実施せよ」と指示しているが、この健診は通常健康診断とは異なり、まさしく労働安全衛生規則第 4 3 条の「雇入健診」である。

会社の対応は厚生労働省の労働安全衛生法の主旨や指導から逸脱しているものと考えられる。

従って、今回の雇入健診の対応に、抗議すると共に下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

### 記

1. 今回、J R 本体と出向先企業（SMT）との健診データ引継ぎができない理由を明らかにすること。
2. 1 2 月 8 日の未受診になった事象に対して、本人に謝罪する共に、当日、受診のための移動時間と受診に要した時間を、超過勤務として支払うこと。
3. 名古屋セントラル病院での受診は会社の都合であり、「雇入健診」であるので、代用証の発行はもちろんのこと、当日の勤務認証は出張扱いとすること。

以 上